

福岡工業大学 学術機関リポジトリ

Reproduction of the Evidence Phase by the USSR at the International Military Tribunal for the Far East —Concerning the Quotes on Yamasaki Toyoko' s The Two Homelands—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 徳永, 光展 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/11478/00001708

極東国際軍事裁判・ソ連段階審理の再現

－山崎豊子『二つの祖国』における引用をめぐって－

徳永 光展（教養力育成センター）

Reproduction of the Evidence Phase by the USSR at the International Military Tribunal for the Far East —Concerning the Quotes on Yamasaki Toyoko's *The Two Homelands*—

TOKUNAGA Mitsuhiro (Center for Liberal Arts)

Abstract

In *The Two Homelands* by Yamasaki Toyoko, there is a detailed description of the International Military Tribunal for the Far East, and this study attempts to examine how the Evidence Phase by the USSR, on October 8, 1947, is reproduced in the work. The full text of the evidence is available in *The Stenographic Record of International Military Tribunal for the Far East* (1968, Yushodo Shoten). In this research, comparing the original evidence in the Stenographic Record and the text reproduced in *The Two Homelands* revealed that much of it was quoted extensively.

Keywords : The International Military Tribunal for the Far East, the Evidence Phase by the USSR, *The Two Homelands*

1. 問題の所在

『二つの祖国』には、極東国際軍事裁判（東京裁判）の様子が克明に再現描写されている。そこで、『極東国際軍事裁判速記録』を参照してみたところ、この文献が大幅に作品中に採り込まれている様子が明らかとなった。そこで、本稿では1946（昭和21）年10月8日、並びに同10日の速記録に注目し、ソ連段階の審理に関する様子が『二つの祖国』において、どのように再現されているかを記しながら、両者における記述の異同を明らかにすることを目的としたい。

具体的には、新田満夫編『極東国際軍事裁判速記録 第二卷 自第六三號 至第一〇六號』（雄松堂書店 1968年1月）^①から山崎豊子が参照し、改変引用したと考えられる箇所を抽出して記載し、続けて『二つの祖国』におけるソ連段階の審理が描かれている箇所、初出は「週刊新潮」第27巻第30号（通巻第1366号 1982年7月29日 連載第105回目）となるが、この場面については『山崎豊子全集 第17巻 二つの祖国（二）』（新潮社 2005年5月）^②より全文を引用する。その後、両者を比較分析し、山崎が速記録を要約しながら作品に取り込んでいった事実^③に言及する。なお、速記録と『二つの祖国』を並べてみた際に、表現が酷似していると考えられる箇所については、下線を施した。逆に、速記録にはない箇所（会話文の間に挟まれた地の文）は^④で示すこととする。

以下、速記録と作品を対比的にみることで、引用箇所と創作箇所を具体的に視覚に訴える形で示そうとするものである。

2. 『極東国際軍事裁判速記録』と『二つの祖国』における引用

2.1 法廷の様子

2.1.1 『極東国際軍事裁判速記録』

該当箇所なし。

2.1.2 『二つの祖国』

十月八日、東京裁判はソ連段階の審理を迎えた。既に国際検察団から、ソ連側証人に予定されていた草場中将の自殺が公表されていたから、法廷にはいつもと異なる一種不気味な

気が漂っていた。
天羽賢治^{らいひんせき}らモニターは、この日から、来賓席^{フース}の上段に設けられた一段と高いガラス張りの部屋に、言語部長、言語裁定官、通訳とともに入ることになった。法廷中央^{フロア}の平場と異なり、雑音が入らず、神経も散らず、法廷の状況がガラス窓を通して^{ふかん}俯瞰出来る。
(451頁)

2.1.3 比較分析

法廷の様子が『二つの祖国』の地の分^⑤で簡潔に表現されている。日付が10月8日とあるところから、この日の審理に関する記述は、「極東国際軍事裁判速記録」第85號を参照している可能性が考えられる。確かに、その日の記録を追っていくと、大幅な引用がみられる事実が、以下で明らかになってくるのである。速記録によれば、言語部長はダン・ジョーンズ氏、モニターは林氏、小野寺氏、通訳は英語が森氏、岡氏、ロシア語は堀江氏、島田氏、神岡氏、井上氏、竹尾氏が務めたとのことである。

2.2 ソ連代表ゴルンスキー検察官による冒頭陳述

2.2.1 『極東国際軍事裁判速記録』

○ゴルンスキー検察官 ……

〔朗讀〕

私ノ任務ハ起訴狀ノ中蘇聯ニ對スル日本ノ侵略ニ關スル部分即チ、訴因（中略）ヲ貴官各位ノ面前ニ於テ立證スルコトニアリマス。然シナガラ、此ノ侵略ノ性質ハ該侵略ガ其ノ一部ヲナシテキル全世界戦争ノ性質ト同様、ソノ侵略ガ不可分のニ關連シテキル戦争ノ他ノ部分ト切り離シテ之ヲ考察スルコトハ全ク不可能ナコトナデアリマス。

（中略）

四十餘年前ノ一九〇四年（明治三十七年）ニ、當時旅順ニ碇泊シテキタ、露國ノ艦隊ニ對シ日本軍ノ背信攻撃ガ行ハレタノハ周知ノコトデアリマス。其ノ當時既ニ、宣戰布告ナシニ爲サレタ此ノ攻撃ハ、全世界ノ輿論ノ峻嚴ナル非難ヲ招キ、一九〇七年（明治四十年）ノ第二同海牙世界會議ニ於ケル軍事行動ノ開始規律ニ關スル條約ノ締結ニ至ル一動機トナッタノデアリマスガ、眞珠灣攻撃後ノ今ニシテ始メテ、此ノ古イ歴史的出來事ノ真相ガ了解セラレ得ルノデアリマス。眞珠灣攻撃ハ旅順攻撃ガ行ハレタソノ目論見ヲ寸分違ハズ再現シテヨリ、正ニ同ジク當時進行中ノ交渉ニ乗ジタ宣戰布告ナシノ不意打デアリマス。之ハ偶然ノ符合デハナク、之即チ日本侵略政策ノ一手段デアリ、實ニ數世代ノ日本軍士官ガ依ッテ以ツテ育成セラレタ日本軍ノ教義ナノデアリマス

（中略）

日本ノ侵略的欲望ハ決シテ満足スルコトナク日本ノ帝國主義ハ、我國ニ對スル侵略ノ來ルベキ好機ヲ待ッテキタノデアリマス

（中略）

日本政府ハ、當時、極東蘇聯ニ於テ干渉ヲ行ヒ、自國軍隊ヲ該地ニ派遣シタノデアリマスガ、シカシ日本ノ事實上ノ目的ハ、極東露領全域ヲ露國カラ切り離シ其ノ地ニ完全ニ日本ニ依存スベキ傀儡國家ヲ創設スルト云フ馬鹿氣タ計畫デアリマシタ

當時、極東ニ行動中ノ白軍匪指導者ノ一人デ有名ナ統領「セミヨーノフ」、同人ノ宣誓口供書ヲ我々ハ當法廷ニ提出致シマスガ彼ノ語ル所ニ據レバ、一九二〇年／大正九年／十一月二十日彼ガ幕僚ト共ニ滿洲里ニ居ッタ際、日本參謀本部代表磯目大佐（音譯）ガ浦鹽斯德カラ來テ、日本政府ハ沿海州ニ獨立政權ノ設置ヲ計畫中デ、「セミヨーノフ」ヲ同政權主席候補ニ擁立ノ用意アル旨ヲ告ゲタノデアリマス

此ノ提議ハ、多數ノ著名日本政治家及ビ軍部指導者ガ「セミヨーノフ」ニ之ヲ確言シタモノデ其ノ中ニハ當時極東ニ於ケル日本外交使節團長デアリ、後ノ有名ナ宮内大臣、松平伯爵モキマシタガ、松平ハ「セミヨーノフ」ニ、彼ガ極東政府主席ニ就任スルヤ、沿海州ト朝鮮總督治下ノ領土トノ間ノ總ベテノ所謂國境形式ヲ撤廢スベキコト、即チ換言スレバ沿海

州ト朝鮮トノ國境線ヲ撤去シ、沿海州ヲ朝鮮ノ國境内ニ包含セシムベキコトヲ告ゲタノデシタ

（390-391 頁）

（中略）

審理ノ便宜上、我々ハ起訴狀ニ包含セラレル全期間ヲ四期ニ區分シ得ルノデシテ、ソノ各期間ハ夫々蘇聯ニ對スル日本ノ侵略形式ヲ特徴付ケルモノデ即チ

（イ）一九二八年（昭和三年）ヨリ滿洲占領マデノ期間

（ロ）一九三一年（昭和六年）ヨリ一九三六年（昭和十一年）マデノ期間

（ハ）一九三六年（昭和十一年）ヨリ一九三九年（昭和十四年）ノ歐洲ニ於ケル戦争勃發マデノ期間

（ニ）日本降伏ニ至ルマデノ最後ノ期間デアリマス（393 頁）

2.2.2 『二つの祖国』

午前九時三十分、ヴァンミューター執行官が開廷を告げると、ソ連のゴルンスキー検事はこの日を期していたように、いかめしい軍服姿で発言台にたち、冒頭陳述を開始した。

「ソ連に対する日本の侵略を立証するためには、起訴状に包含されている期間以前の歴史的事実をも述べなければ、被告たちの罪科を正しく理解し、判断することは不可能であります。

一九〇四年（明治三十七年）日露戦争開戦にあたり、日本は旅順^{りょじゅん}に不意打ちを行なった。それは日本の伝統的戦法であり、同じことは一九四一年（昭和十六年）十二月の真珠湾攻撃においても繰り返されている。また日本は一九一八年（大正七年）のシベリア出兵当時、偽政權をシベリアに樹立せんとして、セミョノフ將軍を担いでいるが、これも直接、侵略を胡麻化^{こまか}す日本の伝統的政策で、同じことは今回の満州国傀儡政權^{かいらい}にも行なわれていた。これらによって証明される如く、満州事変、日支事変及び太平洋戦争は、日本の軍国主義者によって計画された一連の侵略戦争であって、張鼓峰^{ちやうこほう}、ノモンハン両事件、関東軍特別演習等のソ連に対する侵略も、その一環をなすものである。日本のソ連に対する侵略は、次の四段階に分たれる。

第一期は一九二八年（昭和三年）から一九三一年（昭和六年）の満洲占領まで。

第二期は一九三一年（昭和六年）から一九三六年（昭和十一年）の日独防共協定締結まで。

第三期は一九三六年（昭和十一年）から一九三九年（昭和十四年）の欧州戦争勃發^{ぼっぱつ}まで。

第四期は欧州戦争勃發より日本降伏に至る最後の期間に至るまでである」

と区分し、英文六十五頁^{ページ}、日本文七十頁におよぶ膨大な陳述を延々、二時間にわたって朗讀した。現実の日ソ紛争は、ノモンハン事件と、張鼓峰事件の二つであるにもかかわらず、遙^{はる}か明治三十七年の日露戦争、大正七年のシベリア出兵にまでさかのぼり、ソ連独特のこじつけと厚かましい論法で述べた。陳述というより一貫して、ソ連の正義をぶつプロパ

ガンダの類であつた。

(451-452 頁)

2.2.3 比較分析

速記録で 10 頁にも及ぶ冒頭陳述すべてを引用することは控えるが、『二つの祖国』では日本のソ連に対する侵略行為が 4 段階に分けて実施されたと記した上で、長文だった陳述を和文 70 頁もの文書だったとまとめている。

2.3. アメリカ人ローガン弁護人による冒頭陳述削除提案

2.3.1 『極東国際軍事裁判速記録』

○ローガン辯護人（中略）冒頭陳述ノ最初ノ十五頁ハ起訴狀ノ範圍外デアリマスシ、議論的デアリ、重要デナク、又冒頭陳述ト云フヨリモ最終論告ニ屬スベキモノデアリマス、第一頁及ビ第二頁ノ序論ニ於キマシテ、檢察側ハ一九四一年及ビ一九四二年ニ於ケル日本軍滿洲進駐ノ影響ニ付テ述ベテ居リマスシ、又一九二八年以前ノ歴史的背景ニ付テ述ベテ居リマス、是等ノ總テノ陳述ハ劈頭陳述ノ範圍外ニ屬スルモノデアリマシテ、又一九〇四年ノ日露戦争ニ付テ申述ベテ居ルコトニ依リ、起訴狀ノ範圍外ニモナルモノデアリマス (401 頁)

(中略)

又二十五頁ノ第二項モ削除スベキデアリマス、是ハ結論ヲ述ベテ居リ、其ノ裏付トナルベキ事實ヲ立證シヨウトハシテ居ラズ、其ノ題目ハ「ソ」聯ガ東支鐵道ノ賣却ヲ餘儀ナクサレタト云フコトデアリマス、二十六頁ノ第一節カラ二十八頁ノ第一節ニ掛ケマシテ、一九二二年當時中國ノ一部デアリマシタ蒙古人民共和國ニ關スル紛争ヲ取扱ッテ居リマスカラ、「ソ」聯ニ對スル侵略ハ含マレテ居ラズ、此ノ段階ニ於テ提出サルベキモノデハナイト思ヒマス

〔林モニター 是ハ何等「ソ」聯ニ對スル侵略行為デハナク、之ニ關係ナク、仍テ是モ削除サルベキデアルト思ヒマス〕

(中略)

又三十七頁ノ最後ノ一節カラ四十二頁ノ最初ノ一節ヲ濟ムマデノ所ニ於キマシテハ、檢察側ハ蒙古人民共和國ニ付テ言及シテ居リマスガ、是ハ「ロシア」ノ一部分ヲナスモノデモナク、本事件ニ關シテハ重要性ノナイモノデアリマス

(中略)

又四十五頁ノ最初ノ一節及ビ第二節及ビ最後ノ一節カラ四十六頁ニ掛ケマシテハ、三國同盟ニ付テ更ニ議論ヲシテ居リ、又其ノ三國同盟ノ影響ニ付テ議論ヲ進メテ居リ、何モ立證スベキ事實ヲ持ち出シテ居リマセヌカラ、是モ削除スベキデアルト主張致シマス、又五十二頁ノ最初ノ二節ハ日本ガナゼ「ソ」聯ト中立條約ヲ結ンダカト云フコトニ關シテノ純然タル推定ヲナシテ居リ、立證スベキ事實ヲ何等持ち出シテ居リマセヌ、ダカラ是モ削除スベキデアルト主張致シマス、又五十五頁ノ第三節モ削除スベキデアリマス、是ハ日本ガ「アメリカ」ニ對シテ戦争ヲ開始シタコトニ關シテ純然タル議論ヲシテ居ルニ過ギマセヌ、五十五頁ノ最後ノ一節モ最終論告

ノ如キモノデアリマスカラ、削除スベキデアリマス、是ハ旅順ニ關スルモノデアリマシテ、何等立證スベキ事實ヲ持ち出シテ居リマセヌ、又五十七頁ノ第二節、第三節及ビ第四節ハ削除スベキデアリマス、是モ亦最終論告ノ如キモノデアリ、「ドイツ」ノ對「ソ」作戰ニ關シテ日本ガ滿洲ニ於テ軍隊ヲ駐屯シテ居ッタコトニ依ッテ「ドイツ」ノ對「ソ」作戰ニドウ云フ影響ガアッタカト云フコトニ關シテ純然タル議論ヲシテ居リ、又純然タル推定ヲシテ居ルニ過ギマセヌ、同ジコトガ第五十八頁ノ第二節ニ付テモ言ヘマス、又五十九頁ノ第一節及ビ第二節モ削除スベキデアリマス、是モ亦批評デアリ、又議論デアリマス、即チ國境ニ於テ軍隊ガ駐屯シテ居ッタコトニ關シテ批評ヲ加ヘテ居リ議論シテ居ルニ過ギマセヌ

〔林モニター 一寸訂正致シマス、「ソ」滿國境ニ駐屯シテ居ッタ軍隊ニ關スル件デアルカラデアリマス〕

六十一頁ノ最後ノ一節ハ日「ソ」中立條約ニ關スル結論ヲ述ベテ居リマス、又六十一頁ノ最後ノ一句カラ六十二頁ニ掛ケテノ事柄モ亦削除スベキデアリマス、是モ何等立證スベキ事實ヲ持ち出シテ居リマセヌ

〔林モニター 只今辯護人ハ六十一頁カラ六十五頁ト言ハレマシタガ、ソレハ多分六十二頁ノ間違ヒデアルト思ヒマス、ソレハ辯護人側ノ方ニ申上ゲテ置キマス〕

六十二頁ノ最後ノ半分カラ六十三頁ニ掛ケマシテノ所モ削除スベキデアルト思ヒマス、是ハ「ドイツ」ノ降服ノ影響ニ付テ議論ヲシテ居ルニ過ギマセヌ、又六十四頁ノ全部ヲ削除スベキデアリマス、是ハ「ソ」聯ガ何故仲介ヲ拒ンダカト云フコトニ付テ、自ラノ立場ヲ正當ニセントスルモノデアリ、又議論的ノモノデアリマス、サウシテ又一九四五年、當時マダ有效デアッタ中立條約ヲ侵シテ、日本ニ對シテ攻撃ヲ加ヘタコトニ關スル議論ヲシテ居ルカラデアリマス

〔林モニター 日本ヨリ頼マレテ、仲介ノ勞ヲ何故執ラナカッタカト云フコトヲ正當化付ケヨウトシテ居ル、ト附加ヘマス〕 (402 頁)

2.3.2 『二つの祖国』

弁護団からアメリカ人弁護人のローガンがたち上り、猛然たる勢いで発言した。

「只今の長文の冒頭陳述は、次の五つの理由により削除していただきたい、一、起訴状が包含するのは昭和三年から昭和二十年までであり、それ以前の事件は、起訴状の範囲外である、二、蒙古人民共和国はソ連領でないから、対ソ侵略ではない、三、事実を立証せず、議論的、宣伝的かつ煽情的である、四、冒頭陳述というより最終論告めいている、五、太平洋戦争終結直前、ソ連は日本から頼まれた仲介の勞を何故とらなかつたか、日ソ中立条約を侵して日本に攻撃を加えたことの弁明ばかり述べたてている、連合国の中で、少なくともソ連だけは日本の侵略を裁くことは出来ない、日ソ中立条約締結中にもかかわらず、一九四五年二月、ルーズベルト大

統領、チャーチル首相、スターリン^{げんすい}元帥三巨頭によるヤルタ会談において、日本降伏後、樺太、北海道^{からふと}の分割案を提案したソ連の行為は、侵略行為以外の何ものでもないからである」と論じた。(452 頁 - 453 頁)

2.3.3 比較分析

冒頭陳述削除を願ひ出るローガンの発言は速記録では極めて長文であるが、『二つの祖国』では5点の理由に項目化して簡潔にまとめられている。

2.4. スミス弁護人による冒頭陳述中の誤謬指摘

2.4.1 『極東国際軍事裁判速記録』

○スミス辯護人 裁判所ノ御許シテ得マシテ冒頭陳述ニ於ケル明カナル誤謬ヲニ、三指摘致シタイト存ジマス、例ヘバ三十頁ノ第二節ニ於キマシテ、廣田氏ガ防共協定締結當時總理大臣デアルト同時ニ、外務大臣デアッタカノヤウニ述ベテ居リマス、本事件提出ノ記録ニ依リマス、廣田氏ハ當時總理大臣ノ職ニアリマシタガ、外務大臣ハ有田氏デアリマシタ、三十五頁ノオ終ヒノ方ニ哈桑湖事件ニ付テ述ベテ居リマス、是ハ一九三八年七月二十九日ニ其ノ場デ起ッターツノ事件デアリマス、同三十七頁ニ於テ廣田氏ガ、其ノ當時外務大臣デアッタト述ベテ居リマスガ、廣田氏ハ一九三八年五月以來政府ト何等關係ガアリマセヌデシタ、當時ノ外務大臣ハ宇垣氏デアリマシタ (403 頁)

2.4.2 『二つの祖国』

続いてスミス弁護人もたち上り、「冒頭陳述において明らかな誤謬^{ごびやう}を二、三指摘します、例えば三十頁の第二節において、広田氏が防共協定締結当時の総理大臣であると同時に、外務大臣であったと述べているが、広田氏は当時、総理大臣の職のみで兼任していない、三十五頁終りの張鼓峰事件について侵略戦争としているが、これは一九三八年七月二十九日にその場で起った一つの紛争である、三十七頁において広田氏がその当時の外務大臣であったというのが、広田氏は一九三八年五月以降、政府と何ら関係なかったのである」

冒頭陳述の杜撰^{ずさん}さを衝き、それらの削除動議を出した。

(453 頁)

2.4.3 比較分析

この箇所は、旧字体を新字体に改めた上、ほぼそのままの形で引用されている。

2.5. ソ連及び満洲北部を地図で示し、日本によるソ連侵略計画を立証しようとするゴルンスキー検事

2.5.1 『極東国際軍事裁判速記録』

○ウェップ裁判長 (中略)

「ゴルンスキー」検察官審理ヲ續ケテ下サイ

○ローゼンブリト検察官 ……

〔朗讀〕

裁判長竝ニ國際裁判所裁判官各位私ノ職務ハ、日本指導者層ガ、起訴狀ニ記載セラレタル全期間ヲ通ジテ、規模廣大ナル對蘇侵略計畫ヲ抱懷セルコトノ證據ヲ本法廷ニ提出スルコトデアル……

○ウェップ裁判長 燈ヲ消シテ下サイ、ドウモ燈ガアリマス ト審理ノ上ニ餘リ氣持ガ好クナイノデアリマス——電氣ヲ消シテ下サイ、「ヴァンミーター」サン私ノ言フコトヲ聽キマシタカ

○ローゼンブリト検察官 ……

〔朗讀〕

本件ニ關スル證據提出ニ移ルニ先立チ、私ハ謹ンデ、極東「ソヴィエト」竝ニ滿洲北部概圖(檢察側書類第二三六六號)ニ、本法廷ノ注意ヲ向ケテ戴キマス、此ノ地圖ハ、私ノ表示中、之等地域ノ諸地名ヲ聞キ取ルノニ本法廷ノ助ケトナルコトと思フ、之ガ本地圖ノ唯一ノ目的デアル

若シ法廷ガ、更ニ見易イ爲ニ擴大圖ヲオ望ミナラバ、法廷右側ノ「スクリーン」ニ擴大圖ヲ出シマセウ、偕、私ハ、日本ノ指導者層ノ……

○ファーネス辯護人 此ノ文書ハ英語又ハ日本語ニ翻譯サレテナイト云フ理由ニ依リマシテ、提出ニ對シ異議ヲ唱ヘマス、此ノ我々ニ配付サレタ寫本ハ、其ノ大キサガ非常ニ縮小サレテ居リマシタノデ、我々ハ如何ナル國語ニ依ッテ書カレテ居ッテモ、ソレヲ讀ムコトガ出來ナイノデアリマス

○ウェップ裁判長 日本語ガアルヤウデスガ……

○ゴルンスキー検察官 檢察側ガ指摘シヨウトスル地理上ノ地點ハ、總テ大文字デ英語及ビ日本語デ書カレテ居リマス、其ノ他ノ町村ハ、即チ英語或ハ日本語ニ譯サレテ居ナイ所ノ町村ハ、何等此ノ事件ニハ關係ナク、我々ハ何等此ノ名前ヲ擧ゲル積リハアリマセヌ (403-404 頁)

2.5.2 『二つの祖国』

ウェップ裁判長は、動議を受理し、

「ゴルンスキー検事、審理を続けて下さい」

中断している審理の続行を命じた。

「私の職務は、日本の指導者たちが、冒頭陳述に記載された全期間を通して、規模広大な対ソ侵略計画を抱懷せることの証拠を本法廷に提出することです」

ゴルンスキーはそこで、ソ連及び満洲北部拡大図を法廷の壁面に掲示する許可を求めた。

「許可します、灯^{あか}りを消して下さい」

ウェップ裁判長が応えると、法廷内の灯りが消え、映画館のように暗くなり、法廷のスクリーンに、ソ連及び満洲北部の拡大図が写し出された。

「檢察側が指摘しようとする地理上の地点は、すべて英語および日本語の大文字で書かれています、その他の町村は、本件に關係ありません」

と前おきし、一九二二年(大正十一年)以来の日本の対ソ

侵略計画を地図によって延々と説き出した。ソ連流の長舌ちょうこうぜつにうんざりする気配が漂い、ロシア語を英語と日本語に訳す通訳の声だけが、休みなく続いていた。(453-454 頁)

2.5.3 比較分析

ゴルンスキー検事による説明は、速記録をほぼそのまま踏襲した内容となっている。ウェブ裁判長が灯を消すよう指示するところも同様である。

2.6. 駐ソ日本大使館武官・笠原幸雄元陸軍中佐による宣誓口供書と証拠書類の写真複写

2.6.1 『極東国際軍事裁判速記録』

○イヴァノフ検察官 我々ハ検察側書類第一九九〇號 A ヲ添附セル笠原幸雄ノ口供書（検察官側書類第二六五九號）ト共ニ證據トシテ本法院ニ提出致シマス、提出シタ書類ノ複寫デアル此ノ機密書類ハ一九三一年（昭和六年）ノ日附デ「廣田大使原田少將面談ノ件」ヲ含ンデキマス

(中略)

○ウェブ裁判長 既に述べマシタヤウニ、何時モノ條件附デ受理致シマス

○イヴァノフ検察官

(中略)

若シ法院ガ宜シケレバ、私ハ口供書ヲ讀ミ上ゲマス、私ハ引用シマス

予ハ日本陸軍中將笠原幸雄デアルカ宣誓ノ上次ノ如ク證明ス

予ニ提示セラレタル「廣田大使原田少將面談ノ件」ト言フ日本文書類ノ寫眞寫ハ十五年前即一九三一年原田少將ガ莫斯科滞在間廣田大使ト談和セルコトノ概要ヲ記述シタ書類ノ寫眞デアル

此ノ記録ハ予ガ原田少將ノ依頼ニヨリ自筆ヲ以テ記述シタモノデアル

其ノ記録ノ内要ハ左ノ如シ

廣田大使原田少將面談ノ件

廣田大使ヨリ參謀總長ニ傳達〇〇ノ國策ニ就テ

一、次ノ件特ニ參謀總長ニ傳達セラレ度

日本トシテハ「ソ」國ニ對シ戦争スルヤ否ヤハ別トシテ何時ニテモ戦争スル覺悟ヲ以テ對「ソ」強硬政策ヲ採ル必要アルベシ而シテ主目的ハ共產主義防衛ト言フヨリモ寧ロ極東西伯利ノ占領ニアリ

二、軍縮問題ニ關シ廣田大使ノヘタル〇〇 (430-431 頁)

2.6.2 『二つの祖国』

その三日後の法廷に、ソ連検察団は、日本の対ソ侵略を裏付ける証拠物件を持ち出した。

発言台にたったのは、イワノフ検事であった。

「われわれは駐ソ日本大使館武官、笠原幸雄元陸軍中佐の宣誓口供書と、証拠書類の写真複写を提出します、この書類の日付は一九三一年（昭和六年）、タイトルは『廣田大使、

原田少將面談の件』となっています」

「いつもの条件により受理します」

ウェブ裁判長が受理すると、イワノフ検事は、手にした写真複写を振りかざし、

「笠原幸雄の口供書及び、写真複写の記録を朗読します。

余ニ提示セラレタル『廣田大使、原田少將面談ノ件』トイフ日本文書類ノ寫眞寫シハ、十五年前、即チ一九三一年原田少將ガ、モスコ滞在中、廣田大使ト談話セルコトノ概要ヲ記述シタ書類ノ寫シデアル。コノ記録ハ余ガ原田少將ノ依頼ニヨリ、自筆ヲ以テ記述シタモノデアル。ソノ記録ノ内容ハ左ノ如シ。

次ノ件、特ニ參謀總長ニ傳達セラレ度。

日本トシテハ「ソ」國ニ對シ戦争スルヤ否ヤハ別トシテ、何時ニテモ戦争スル覺悟ヲ以テ對「ソ」強硬政策ヲ採ル必要アルベシ。而シテ主目的ハ共產主義防衛トイフヨリモ、ムシロ極東西伯利亞ノ占領ニアリ」

(454-455 頁)

2.6.3 比較分析

10月8日の法廷から3日後という、10月11日になるが、当該箇所は実際には2日後の10月10日におけるやり取りである。これより以降は「極東国際軍事裁判速記録」第87號からの引用となる。言語部長はダン・ジョーンズ氏、モニターは小野寺氏、通訳は英語が土屋氏、島内氏、ロシア語が島田氏、井上氏、堀江氏、竹尾氏、神岡氏が務めている（午前の部）。

イヴァノフ検察官（作品中ではイワノフ検事）が笠原幸雄の口供書「廣田大使原田少將面談ノ件」を持ち出し、そこでは日本がソ連と戦争する覺悟を持つ必要がある旨、意見交換されているという箇所はほぼそのまま作品に踏襲されている。

2.7. 広田弘毅被告

2.7.1 『極東国際軍事裁判速記録』

○ウェブ裁判長 スミス辯護人

○スミス辯護人 被告廣田ノ辯護人ト致シマシテ、此ノ宣誓口述書ノ提出者ガ證人トシテ此處ニ召喚サレルマデ、此ノ宣誓口述書ハ、法院ノ命令ニ依ッテ記録カラ削除シテ戴キタイコトデアリマス

○ウェブ裁判長 此ノ點ニ付キマシテ検察側ニ何カ言ヒ分ガアリマスカ

○ゴルンスキー検察官 検察官ト致シマシテ、此ノ證人ヲ此處ニ召喚スル必要ハナイト考ヘテ居リマス、ナゼナラバ此ノ宣誓口述書ノ目的ハ其ノ確認ノ爲ノミノ口述書デアリマス、是ハ既ニ申上ゲマシタ、若シ證人ヲ此處ニ呼出スト致シマスレバ、唯我々トシテハ證人ニ此ノ文書類ノ中ニ含マレタ内容ガ、正シイカドウカト云フコトニ付テ證人ノ供述ヲ聴クダケデアリマス、斯カル状態ノ下ニ於キマシテハ此ノ法廷ノ實際ノヤ

リ方カラ申シマス、其ノ證人ノ證言ハ單ニ其ノ文書ノ確認ニ止マルノデアリマス

〔小野寺モニター 一寸訂正致シマス、サウシテ此ノ證人ニ對スル反對訊問ハ此ノ文書ノ確認ニ付テノミノ範圍デシカ出來ナイ譯デアリマス〕

○ゴルンスキー檢察官 是ハ時間ノ空費ニナルニ過ギナイノデアリマス、若シ辯護側ト致シマシテ、此處ニ記載サレテアル出來事ニ關シテ證言ヲ必要トスルナラバ、是ハ辯護側ガ辯護側ノ證人トシテ召喚スルコトガ出來ルノデアリマス

○ウェッブ裁判長 當裁判所ト致シマシテハ、當人ヲ此處ニ召喚スルヤウニ云フコトヲ指示致シマス

○ゴルンスキー檢察官 數分後此ノ證人ハ此處ニ出廷サレマス

○ウェッブ裁判長 其數分間我々ハ外ノ問題ニ付テ審理ヲ進メマセウ (431-432 頁)

2.7.2 『二つの祖国』

その途端、スミス弁護人が、^か発言台に駆け寄った。

「広田被告の弁護人として、この宣誓口供書の提出者が召喚されるまで、この口供書は裁判所の記録から削除して戴きたい」

「^{ただいま}只今の点について、^い検察側に云い分がありますか」

ウェッブ裁判長が云うと、ゴルンスキー検事が立ち上った。

「検察官としましては、この証人をここに召喚する必要はないと考えます、なぜならばこの宣誓口供書の目的はこの確認のためのみの口供書であります、この証人をここに召喚することはこの文書に含まれた内容が正しいか、どうかと聞くだけで、時間の空費になるだけです」

証人喚問の応酬が続き、弁護団側も慌しく打合せに入ったが、被告席の広田弘毅がいつも閉じている眼を瞬時、鋭く見開いたのに、^{だれ}誰も気付かなかった。

広田被告の脳裡には、昭和六年、原田陸軍少将がヨーロッパ視察の途中、モスクワにたち寄り、その時、会談した一コマがあった。会談の様子は武官の笠原中佐がメモし、二通作成した。一通は原田少将に渡し、一通は武官室金庫に納めた旨の報告を聞いたが、イワノフ検事が提出したのは、その金庫から密かに取り出し、写真撮影されたものに違いない。後日、^{ひそ}判明したことであるが、大使館の現地雇いの運転手、メイドに至るまで、すべてソ連のスパイであった。 (455 頁)

2.7.3 比較分析

スミス辯護人、ウェッブ裁判長、ゴルンスキー檢察官のやり取りがそのまま簡略化された上で、作品に取り込まれている。

2.8. 1940 年時点の対ソ侵略計画に触れた富永恭次元陸軍中将の口供書

2.8.1 『極東國際軍事裁判速記録』

○イヴァノフ檢察官

(中略)

私ハ今、日本參謀本部ガ日本ヲ支配シテ居タ軍閥ノ巨頭連ニ依ッテ決メラレタ仕事ヲ「ソ」聯領土ヘノ日本軍侵略準備ニ依ッテ如何ニ忠實ニ履行シタカラ示シマセウ

一九三九年（昭和十四年）カラ一九四一年（昭和十六年）ニ至ル間ノ「ソ」聯ニ對スル戦争計畫ニ關スル證據ハ後刻私ノ同僚「ローゼンブリット」大佐カラ提出サレマセウ

我々ハ一九四〇年（昭和十五年）ニ於ケル「ソ」聯ニ對スル戦争計畫ノ内容ヲ日本陸軍中將富永恭次ノ證言ニ依ッテ證明シマセウ、一九四六年（昭和二十一年）二月二十一日ノ富永ノ口供書ヲ私ハ第一九八四號ノ下ニ證據トシテ裁判所ニ提出シマス、ソシテソレヲ普通ノ條件デ許容セラレンコトヲ願フモノデアリマス

富永ノ證言ハ重視シナイ譯ニハ行カナイノデ、我々ハ是非トモ彼ヲ當法廷ノ訊問ノ爲メ喚問シヨウト思ヒマシタガ、富永ハ病氣ニナツタカラ法廷ニ出頭スルコトハ出來マセヌ、余ハ今富永ガ病氣デアルコトヲ證明スル書類ヲ提出致シマス

○ブローエット辯護人 私ハ只今言ハレタコトハハッキリ致シマセヌノデ、唯此ノ宣誓口述書ノミガ提出サレテ居ルト思ッテ居リマシタ、實ハ此ノ「イヤ・ホーン」ニ依ッテ何モ聽カレナクッタノデ、今何ガドウナノカ分ラナイ状態ニナツテ居マス

○ウェッブ裁判長 宣誓口供書ハ提出サレマシタ、ソレニハ醫者ノ病氣ノ診斷書ガ付イテ居リマシテ、ソレニ依ッテ今直グニ呼ブコトガ出來ナイトナツテ居リマス、其ノ何レノ文書モマダ受理サレタ譯デアリマセヌ、アナタハ受話器ヲ掛ケナイト能ク分リマセヌ

○ブローエット辯護人 私ハ若シ此ノ宣誓口述書ガ證據トシテ提出サレルナラバ、辯護側ニ反對訊問ヲスル機會ヲ與ヘル爲ニ此ノ證人ヲ當法廷ニ出廷スルヤウ、法廷カラ命令シテ戴キタイ、法廷ガ其ノ裁量ニ依ッテ證人ヲ此處ニ召喚シテ戴クヤウ御願ヒシタイト思ッテ居ッタノデアリマス

○ウェッブ裁判長 法廷側ガ別途ニ指定シナケレバ、總テノ宣誓口供書ノ證人ハ出廷セズ、法廷ガ命令スレバ出廷サレルベキデアリ、又訊問調書ノ提供者モ法廷ガ命令スレバ出廷スルコトニナルノデアリマス、併シ大部分ノ場合ニ於キマシテ我々ハ其ノ申立テテ居ルコトガ何デアルカラ讀ンデカラ、ソレヲ決定シタイト思フノデアリマス

〔林モニター サウ云フ命令ヲ下ストスレバ、ソレヲ決定スルマデニ、何ガ書イタルカラ讀ンデ、ソレヲ聽キタイノデアリマス〕

○ブローエット辯護人 我々辯護人ハ既ニ此ノ宣誓口述書ヲ讀ンデ居リマス、之ニ依リマス、此ノ被告ニ對シ自由公正ナル裁判ヲスル爲ニハ、辯護側ニ此ノ證人ヲ反對訊問スル機會ヲ與ヘテ戴クコトデアリマス

○ウェップ裁判長 アナタノ仰シャルコトニ一致スルカド
ウカ、先ズ第一ニ之ヲ讀ンデ見ヨウデアリマセスカ

〔林モニター 我々が同意スルカドウカ、ト訂正致シマス〕

今ノ所デハ私竝ニ私ノ同僚ハ、一體何が書イテアルカ、一ツノ言葉スラ知ラナイ有様デアリマス

○ブローエツト辯護人 デハ適當ナ時期ニ於キマシテ、此ノ申立ヲ更ニ繰返シテ致シマス

○ウェップ裁判長 何時モノ條件附デ受理致シマス

〔書記 檢察側文書一九八四號ハ法廷書證七〇五ト致シマス〕

○イヴァノフ檢察官 一九四〇年（昭和十五年）ニハ富永ハ參謀本部ノ第一部即チ作戰部ノ長デアリマシタ、ソシテ斯クノ如ク作戰計畫ヲ立案スルヤウ指導シタノデアリマス

私ハ一九四〇年（昭和十五年）度ノ計畫ニ付テノ彼ノ口供書中カラ次ノ拔萃英譯P四一五ヲ引用シマス（日本文第五頁）

答「參謀本部第一部長ノ資格ニ於テ一九四〇年對「ソ」攻撃計畫ヲ立案シマシタ

此ノ計畫ニ依レバ「ソ」聯ト沿海洲トヲ分斷スル爲メ主攻撃ヲ「ハンカ」湖地區ヨリ哈府方向ニ指向セラレナケレバナリマセマデシタ

是ガ爲メ充當セラレル兵力ハ、十二箇歩兵師團ヲ主力トシ、補助兵力トシテ二箇砲兵旅團、三箇戰車聯隊、二箇騎兵旅團、五箇爆撃飛行聯隊ヲ用ヒラレマシタ、哈府攻撃及ビ浦鹽平地占領後七箇師團及ビ砲兵旅團及ビ他ノ部隊ヨリ編成セラレタル北方正面ハ攻撃ヲ開始スル筈デアリマシタ

成功ノ場合ニハ西方正面ハ「チタ」方向ニ主攻撃ヲ指向シ「バイカル」湖ニ至ル「ソ」聯領土ヲ占領スル目的ヲ以テ攻撃ヲ開始スル筈デアリマシタ

問 貴殿ハ誰ニ此ノ計畫ヲ報告シマシタカ

答 參謀總長閑院宮殿下ニ報告シマシタ

問 其ノ外尙ホ誰ニ計畫ヲ報告シマシタカ

答 私自身此ノ計畫ヲ閑院宮殿下御同席ノ下ニ天皇（裕仁）陛下ニ上奏致シマシタ

問 天皇ハ計畫ヲ可決シマシタカ

答 數日後此ノ計畫ハ天皇陛下ニ依ッテ御裁可セラレマシタ

私ハ數箇ノ質問ヲ省略シ、第五頁終リニアル英譯文第一節ノ拔萃ヲ今一ツ引用シマス（日本文第七頁）

問 此ノ計畫ハ何月ニ可決セラレマシタカ

答 一九四〇年三月デアリマス。「ドイツ」ノ「ソヴィエト」聯邦攻撃ニ先立ッテ日本參謀本部ノ社會主義「ソヴィエト」共和國聯邦ニ對スル計畫ハ斯クノ如キデアリマシタ、前ニ述ベマシタ如ク同職「ローゼンブリット」陸軍大佐ハ社會主義「ソヴィエト」共和國聯邦ニ對スル一層最近ノ戰爭計畫ニ關スル證據ヲ當軍事裁判所ニ提出スルコト

デセウ

○ブローエツト辯護人 今讀マレマシタ文書ニ依ッテ、此ノ證人ハ此處ニ召喚スベキデアルト云フコトニ付テ十分ダト思ヒマス、此ノ口供書ノ他ノ部分ハ、殆ト同ジ線ニ沿ウテ居リマシテ、被告ノ數人ヲ特別ニ指摘シテ居リマスアラ、少クトモ證人ヲ呼ブナラバ、コンナ場合ニハドウシテモ呼ブベキデアルト思ヒマス

○ウェップ裁判長 私ノ了解スル所デハ檢察側ハアナタノ主張ニ同意致シテ居リマスガ、彼ハ病氣デアルト云フコトデアリマス、我々ハ彼ハ召喚スベキデアルト思ヒマス

○ブローエツト辯護人 我々ノ了解ニ依リマスト、此ノ證人ハ現在東京ニ居ラレマス

○ゴルンスキー檢察官 ソレハ違ヒマス、此ノ證人ハ「モスコ」ニ居ラレマス（441-442 頁）

2.8.2 『二つの祖国』

發言台に、再びイワノフ検事がたち、さらに日本の侵略を証明する口供書を提出した。

「われわれは特に、一九四〇年（昭和十五年）における日本の対ソ侵略計画を陸軍中將、富永恭次の発言によって証明することにします、富永証言は極めて重要な内容であります、富永は当時、參謀本部第一部、即ち作戰部の長であり、次の如き作戰計画を立案したのであります、私は彼の口供書の中から以下の部分を抜粋します。

問 一九四〇年度（昭和十五年）ノ對ソ攻撃ノ作戰ヲ立案シマシタカ

答 參謀本部第一部長ノ資格ニ於テ、對ソ攻撃計畫ヲ立案シマシタ、コノ計畫ハソ連ト沿海州トヲ分斷スルタメニ主攻撃目標ヲ『ハンカ』湖地區ヨリ『ハバロフスク』方面ニ指向シタ。コレニ充當スル兵力ハ、十二箇歩兵師團ヲ主力トシ、補助兵力トシテ二箇砲兵旅團、二箇戰車連隊、二箇騎兵旅團、五箇爆撃飛行連隊ヲ以テシタ

問 貴官ハ誰ニコノ計畫ヲ報告シマシタカ

答 參謀總長閑院宮殿下ニ報告シマシタ

問 ソノ他、誰ニ計畫ヲ報告シマシタカ

答 私自身コノ計畫ヲ閑院宮殿下御同席ノモト天皇陛下ニ上奏イタシマシタ

問 天皇（裕仁）ハ計畫ヲ可決シマシタカ

答 數日後コノ計畫ハ天皇陛下ニヨッテ御裁可セラレマシタ

その瞬間、満廷は息を呑み、イヤ・ホーンから日本語訳を聞いていた賢治も驚いた。

富永恭次中將——、それは賢治にとって忘れ難い名前であった。一九四五年（昭和二十年）一月、マニラにいた第四航空軍司令官・富永中將は、フィリピン^{あや}の戦局危うしと見るや、台湾に下って航空軍の建直しを図るという口実のもとに、飛行機でマニラを脱出してしまったのだった。置きりにされ、米軍の捕虜になった日本兵の口から、その事実を聞くなり、

賢治は義憤を覚え『ここに逃亡将官あり！ 第四航空軍司令官・富永中将は、いち早く戦線離脱、軍機で台湾へ逃亡した。部下を見捨てた軍司令官のために闘う愚行をやめ、生命を全うして祖国へ帰ろう！』というビラを作ったのを明確に覚えている。その同じ人物が、どのような経緯でソ連軍の手に捕まったのか知らないが、逃亡出来なくなると、今度は『関特演は天皇の御裁可なり』とソ連に阿る証言をするとは——。その無節操ぶりに、賢治は呆れかえった。イワノフ検事は、

「富永はかかる重要な証言をしましたが、病気のために出廷することが出来ません、ここに彼が病気であることを証明する書類を提出します」

医師の診断書を提出した。米人弁護人のブルーエットは、直ちに発言台にたった。

「裁判長閣下！ もしその口供書を証拠として受理されるのならば、弁護側に反対尋問する機会を与えるために、この証人をいかなる方法を以てしても、この裁判所に出廷させるように命じて戴きたい」

頭からソ連側の診断書を信じなかった。ウェッブ裁判長は、『天皇裁可』の有無をめぐる重要証人とあって、昂りを帯びた顔で、

「富永は現在、病気ということですが、よくなり次第、召喚すべきであります」

と命じると、ブルーエット弁護人は、すかさず、
「それがいつ頃、可能か、この法廷で明らかにして貰いたい」

と畳みこんだ。ゴルンスキー検事が飛んで来た。

「それは出来ません、富永は今、モスクワにいます、われわれも何とかして、彼自身をここに連れて来たいと希望し、モスクワの政府に対して、彼を日本へ送るように依頼したのですが、その返事として、今、提出した医師の診断書が送られて来たのであります」

早口のロシア語で遮った。(456-458 頁)

2.8.3 比較分析

10 日午後の場面、モニターは林氏と小野寺氏、通訳は英語が島内氏、森氏、ロシア語が島田氏、井上氏、堀江氏、竹尾氏、神岡氏であった。

富永恭次は東京にいるのか、それともモスクワにいるのか、速記録では応酬がみられるが、作品中では東京にいる可能性については論じられず、病気につき出廷不可能とソ連側から述べられるのみである。1940 年における日本の対ソ侵略計画に言及し、計画が天皇によって裁可されたという富永の証言もほぼそのままカタカナ文の形で引用されている。

3. 結語

以上を総括すると、極東国際軍事裁判におけるソ連段階の審理に関する描写が、『極東国際軍事裁判速記録』の主要部

分を若干改めた上で引用したものである事実は明白である。裁判の描写をリアリティーあるものとするための不可避な処置であるともみることができる一方、単に漢字カタカナ混じりの表記を漢字平仮名表記に変えただけと酷評することもできる。

『二つの祖国』は、裁判場面が細かく描かれた結果、極めて長編になったと言えるが、その詳細な描写が速記録の引用のみに堕しているとするれば、作者のオリジナリティーを一体どこに見出せばよいのか。今回は僅か 2 日間の法廷再現状況を俯瞰しただけではあったが、登場人物の会話が速記録からそのまま採られたものであるとの結論は動かない。

一方、作品独自の創作個所としては、10 月 8 日の法廷の様子と緊張を隠せないでいる天羽賢治らモニターの様子、ソ連による陳述の異常なまでの長さ、10 月 10 日の法廷における広田弘毅の心中、富永恭次の裏切りに憤慨する賢治がビラを作ったことを回想しつつ、法廷でソ連に阿る証言をしていることに呆れ返る様子が地の文（XXXXXXXXXX）で述べられてはいるものの、それらは全体に比すれば簡単なものでしかない。登場人物の心理状態が裁判記録をもとにして発展的に創造されているとまでの評価を与えることはできない。

『二つの祖国』における東京裁判の描写をめぐっては、清瀬一郎弁護人による冒頭陳述場面がやはり単なる引用でしかなかったことについて既に論証した⁽³⁾。また、『不毛地帯』における壹岐正のシベリア抑留場面に関する描写についても、引用文献が存在する事実を指摘した⁽⁴⁾。

よって、山崎豊子の作品に関する研究を進めるに際しては、どこから何がどのように引用されているかを突き止めておくべき必要性がある事実を改めて指摘しておきたい。

文 献

- (1) 新田満夫編『極東国際軍事裁判速記録 第二巻 自第六三號 至第一〇六號』（雄松堂書店 1968 年 1 月）
- (2) 山崎豊子『山崎豊子全集 第 17 巻 二つの祖国（二）』（新潮社 2005 年 5 月）
- (3) 徳永光展「極東国際軍事裁判・清瀬一郎弁護人冒頭陳述の再現—山崎豊子『二つの祖国』における引用をめぐる一」、『福岡工業大学研究論集』第 54 巻第 1 号（通巻第 84 号）福岡工業大学 2021 年 9 月
- (4) 徳永光展「引用改変の状況—山崎豊子『不毛地帯』『不毛地帯』におけるシベリア抑留者の描写—」、『社会環境学』第 10 巻第 1 号 社会環境学会 2021 年 3 月